

観覧船（屋形船）でのご観覧について

『第48回足立の花火』は、5月30日（土）19時20分に実施いたします。
観覧船でのご来場は、足立区観光交流協会へのお申し込み（有料＝入場料）が必要になります。

①船内は、火気厳禁とさせていただきます。加熱についてはI H調理器を使用してください。ただし、天ぷら等のフライについては、船内での調理及び加熱は禁止です。料理として提供する際は、事前に調理して船内に運んでください。なお、船内には消火器を備え付けてください。

②安全を確保するため、足立区警戒船及び警視庁警備艇の指示に従ってください。

③指示に従わない場合には、当日及び翌年度以降の観覧をお断りする場合があります。

※ 過去において、沈没事故や衝突転落事故が発生しています。また、指示に従わない一部の観覧船のために、安全な観覧が妨げられることもありました。ご来場の皆様が快く花火を観覧いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

◆お申し込みについて◆

- 1 観覧船の要件 (1) 営業用として、乗客の輸送または遊覧用に通常使用されている船
(2) 55トン未満であること
(3) 救命用具及び救急用具を備えていること
(4) し尿を川に流さないよう便所の設備があること
(5) 船に見合った重いアンカーを2個以上備えていること
(6) 消火器を備えていること ※ プレジャーボート不可
- 2 提出書類 「観覧船（屋形船）申込及び誓約書」「船舶検査証書の写し」
- 3 提出方法 足立区観光交流協会窓口（足立区役所南館4階）に持参、郵送またはFAX
※ 住所等は裏面参照
- 4 観覧船の数 千住新橋側水域 30隻
西新井橋側水域 20隻
- 5 入場料 1隻当たり5万5千円（税込）
※ 3月4日までに受け付けた申込分につきましては、3月13日を目途に入場料の請求書を一齐送付いたします。
※ 3月5日以降の申込につきましては、受け付け後2週間を目途に随時入場料の請求書を送付いたします。
※ 入金を確認後、船に掲示していただく標旗（付番）を送付いたします。標旗の発送は5月上旬頃を予定しております。
※ 入金後のキャンセルにつきましては、入場料の返金はできませんので、ご了承ください。
- 6 申込開始 令和8年2月 4日（水） 午前9時から ※ 先着順
- 7 申込期限 令和8年5月11日（月） 必着 ※ 募集数に達しない場合でも締切
- 8 その他 申込み状況は、適時、協会ホームページに掲載します。
5月12日以降は、花火当日を含め、申込を受けかねますので、ご了承ください。

裏面に続く

◆ご確認事項◆

- (1) 船ごとに指定された標旗を掲出していただきます。当日に標旗がない船は、指定観覧水域には入れませんのでご注意ください。
- (2) 船長および操船員の飲酒は禁止です。
- (3) 船内は火気厳禁です。加熱についてはI H調理器を使用してください。ただし、天ぷら等のフライについては、船内での調理及び加熱は禁止です。料理として提供する際は、事前に調理して船内に運んでください。なお、船内には消火器を備え付けてください。
- (4) 標旗は、高く見やすい所に掲出し、夜間の視認性を高めるため標旗用の照明をご用意ください。
- (5) 指定観覧水域へは、午後5時から6時30分（予定）の間に入航してください。指定された時間以外の入航はできませんのでご注意ください。
- (6) 緊急航路に留まること、割り込み等、航行の障害になることは厳禁といたします。
- (7) 警戒船および警視庁警備艇の指示に従って、観覧エリア内に投錨し、錨泊させてください。観覧船を固定させる時は、前の船との間に約25メートル間隔の距離を保ち、船首および船尾の2ヶ所に錨を入れてください。指示に従わない時は、観覧エリアから退出となります。
- (8) 観覧船を固定させた後は、みだりに向きを変更したり、移動したりしないでください。
- (9) 打ち上げ終了後は、必ず法定灯火を付け、警戒船および警視庁警備艇の指示に従って順次帰航してください。
- (10) 法定の定員を守り、乗船者名簿を作成して観覧船と事務所に備えてください。
- (11) 法定の操船要員のほか、操船に熟練した者を乗船させ安全確保に努めてください。
- (12) 船の機械トラブル等は自己責任において、船同士のトラブル等は当事者間において、処理してください。トラブルに備え、十分な準備をした上で、ご来場願います。
- (13) 水上で船から船へ乗り移ることは危険ですので絶対にやめてください。また、乗客が川に落ちないように十分な安全対策を図ってください。
- (14) 懐中電灯、予備の錨やアンカーロープ等の安全対策上必要な機材を必ず準備してください。
- (15) 急病人等が発生した場合は、お近くの「のぼり旗と黄色の回転灯」が目印の警戒船までご連絡ください。
- (16) 入場料の返還は、主催者側の判断により、花火打上開始前に、指定観覧水域での観覧中止あるいは花火自体が中止となった場合のみに限ります。花火打上開始後に中止した場合、返還いたしません。ご了承ください。

[問い合わせ・申し込み先]

一般財団法人足立区観光交流協会（足立区役所南館4階）

〒120 - 8510 足立区中央本町1 - 17 - 1

電 話 : 03 (3880) 5853 (直通)

FAX : 03 (3880) 5769

ホームページ : 「あだち観光ネット」

<https://adachikanako.net/>

担 当 : 一川・浅野